

第36回健全財政推進区民懇話会



ともに、生きる。
江戸川区

令和8年2月4日(水)

公共施設使用料の改定

今回の改定の概要と基本的な考え方

〈今回の改定の概要〉

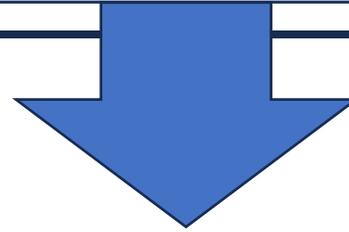
1. 物価高騰分の「およそ半分」を施設使用料に反映します
2. 施設使用料の算定方法など基本的な仕組みを変更するものではありません
3. 施設使用料の減額・免除の制度についても変更はありません

物価高騰反映の考え方

前回改定時に算定基準とした年
(消費税引き上げ分の反映を除く)

直近の年

企業物価指数、企業向けサービス価格指数、最低賃金などを比較



物価高騰分として反映すべき割合

※駐車場は利用状況や近隣駐車場料金とのバランスから、反映すべき割合の全て(10%未満切捨て)を施設使用料に反映します。

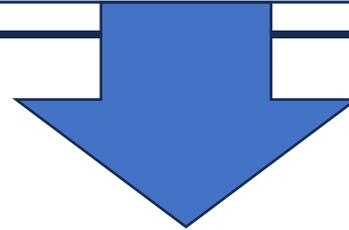
※改定額が23区同種施設の使用料の水準額(本区調べ)を超える場合はその額を上限とします。
また、現行の金額が23区同種施設の使用料の水準額を超えている場合は、金額の変更を行いません。

物価高騰反映の考え方

前回改定時に算定基準とした年
(消費税引き上げ分の反映を除く)

直近の年

企業物価指数、企業向けサービス価格指数、最低賃金などを比較



半分

施設使用料に反映

※駐車場は利用状況や近隣駐車場料金とのバランスから、反映すべき割合の全て(10%未満切捨て)を施設使用料に反映します。

※改定額が23区同種施設の使用料の水準額(本区調べ)を超える場合はその額を上限とします。
また、現行の金額が23区同種施設の使用料の水準額を超えている場合は、金額の変更を行いません。

施設分類ごとの施設使用料の反映割合

施設分類	前回改定時に基準とした年	物価高騰分として本来反映すべき割合	実際に令和8年4月より使用料に反映される割合(上限)
区民館・地域施設 文化・スポーツ施設 図書館・宿泊施設 教育施設	平成11年	26%	10%
駐輪場	平成11年	65%	30%
駐車場	令和元年	21%	20%

※施設分類ごとに施設使用料の算定根拠が異なるため、「物価高騰分として本来反映すべき割合」も施設分類ごとに異なります

改定後の使用料の一例

分類	施設名		改定前	改定後
地域施設	コミュニティプラザ之江	集会室第3 (1時間)	210円	230円
文化施設	タワーホール船堀	大ホール (土日祝・全日)	12万5720円	13万8280円
		太陽の間(宴会利用・2時間30分)	8万3800円	9万2160円
	グリーンパレス	孔雀1(宴会利用・3時間)	6280円	6900円
		ホール (土日祝・1時間)	1470円	1610円
スポーツ施設	総合体育館	プール・トレーニングルーム (一般公開利用)	210円	230円
	スポーツランド	アイススケートリンク(一般公開利用・入場料)	520円	570円
	テニスコート	1時間	420円	460円
宿泊施設	穂高荘	1泊1人当たり (2人1室)	8700円	9500円
	塩沢江戸川荘		8600円	9400円
駐車場・ 駐輪場	新川地下駐車場	自動車 (月額)	2万500円	2万4200円
	駐輪場	自転車 (当日利用・1日)	100円	130円

改定実施日・改定後の料金と 施設使用料に関する今後の方針

〈改定実施日〉

令和8年4月1日利用分から

※新料金での予約受付開始時期は施設ごとに異なります

〈改定後の料金〉

区ホームページにて「施設使用料一覧」を掲載

〈施設使用料に関する今後の方針〉

令和6年12月にお示しした受益者負担適正化のための施設使用料の見直しにつきましては、今回の改定による利用状況等への影響も見極めつつ、引き続き施設を利用する方、しない方、双方のご意見を聴きながら検討を進めてまいります